

「公益社団法人茨城県林業協会と公益社団法人茨城県緑化推進機構及び一般社団法人茨城県治山林道協会との合併について」

○林業関係 3 法人の合併

このたび、当法人は吸収合併存続法人として、吸収合併消滅法人となる公益社団法人茨城県緑化推進機構及び一般社団法人茨城県治山林道協会（解散する 2 法人）の権利義務全部を承継して存続し、吸収合併を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

合併の効力発生日は令和 4 年 4 月 1 日となります。

合併の効力発生日をもって吸収合併存続法人である当協会の法人の名称を「公益社団法人茨城県森林・林業協会」と変更いたします。

現在、合併手続きを進めており、解散する 2 法人の合併の効力発生日の前日までの一切の資産、負債及び権利義務全部を効力発生日に当協会が承継いたします。

○当協会における合併に係るこれまでの経過と今後の予定

- 1 令和 3 年 5 月 27 日 定時総会
林業関係 3 法人の合併計画について議決承認
- 2 令和 3 年 8 月 26 日 第 2 回理事会
① 林業関係 3 法人の合併契約の締結、②合併後の新法人の名称について書面表決により決議・承認
- 3 令和 3 年 8 月 31 日 合併契約締結
① 公益社団法人茨城県林業協会 理事長 石井 邦一
② 公益社団法人 茨城県緑化推進機構 理事長 栗田 晴二
③ 一般社団法人茨 城県治山林道協会 会 長 豊田 稔
- 4 令和 3 年 9 月 28 日 第 3 回理事会
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項に規定される茨城県知事への変更認定申請について決議・承認
- 5 令和 3 年 10 月 6 日 茨城県へ変更認定申請
- 6 令和 3 年 10 月 27 日 茨城県知事が茨城県公益認定等審議会へ諮問
- 7 令和 3 年 11 月 17 日 茨城県公益認定等審議会から県知事へ答申
- 8 令和 3 年 11 月 25 日 茨城県知事から茨城県林業協会へ変更認定通知
- 9 令和 4 年 2 月 14 日 合併公告（官報掲載）

- 10 令和4年3月 第3回理事会（予定）
- ① 臨時総会招集の決定及び提出議案の承認
 - ② 令和4年度の新法人の事業計画・収支予算の承認
 - ③ 新法人に係る各種規程の変更について承認
- 11 令和4年3月 臨時総会（予定）
- ① 吸収合併契約の承認について特別決議
 - ② 定款の変更について特別決議
 - ③ 合併後の新法人に移行する理事の選任について決議
- 12 令和4年4月 合併変更登記申請（予定）

○新法人における令和4年度事業計画の基本的考え方

～『みどりの新時代』をリードしていきます～

新法人は、林業の振興と森林の公益的機能の向上を図ることを目的として、森林・林業関係団体が連携して林業担い手の育成確保、林業経営体の経営改善、森づくり・緑化運動の推進、森林土木事業など、これまで合併前の3法人が実施してきた事業は、引き続き実施してまいります。

新法人では新たに「森林管理サポートセンター」を設置する予定です。
県内の市町村を対象として、市町村が主体となった森林経営管理制度の運用を支援してまいります。

このため、市町村に対して森林環境譲与税を活用した森林整備の促進や県産木材の活用、地域林政アドバイザーの活用などについて、今後アンケート調査によりニーズを把握し、市町村の実情に応じて、森林・林業に関する専門的・技術的なサポートをしていく予定です。